

令和3年度第11回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年2月4日（金）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第78号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第79号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第80号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第81号 農用地利用集積計画について

報告

報告第46号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第47号 現況証明願について

報告第48号 農地の改良のための届出の受理について

報告第49号 農地の転用のための届出の受理について

報告第50号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第51号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について（4条）

報告第52号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について（5条）

3 出席委員

（農業委員）

4番 酒井 功二、5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一

10番 成田 恭淑、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一、15番 二村 誓也

16番 羽根田 正志、18番 近藤 靖一

（農地利用最適化推進委員）

23番 中根 浩司、33番 新實 文夫、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正

4 欠席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、8番 鈴木 要

9番 近藤 健次、11番 保田 眞吉、14番 内藤 六市、17番 片岡 幸雄

19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、24番 浅岡 治徳

25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、28番 高木 政昭

29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄

34番 早川 勝英、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ

主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平 主査 加藤 節  
農務課 主査 豊田 明都

## 6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は1番の石川 修次委員始め24名、出席は農業委員10名、推進委員4名です。です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは5番の柴田 若江委員と6番の神谷 六雄委員をお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第78号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

成田 委員：37番 調査日令和4年1月27日。本議案は、譲受人が経営規模拡大のために耕作地の隣の農地を取得したいというものです。譲渡人との合意はできています。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地及び貸し農地が無いことを確認しています。耕作機械の保有状況に問題はありません。作業人員は息子さんが後継者で問題無い事を確認しています。取得後は畑として野菜を栽培すると聞いています。以上の結果から、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：38番 調査日令和4年1月21日。本議案は、譲渡人の三女が両親と一緒に野菜を栽培し日頃から手伝うなど農作業の実務経験があり、生前贈与を行い自己所有地として意欲的に取り組んでもらいたいということで申請がされたものです。申請書記載事項は真。当事者の合意はできています。譲受人は今回取得する土地を含めて全ての農地を耕作することが確実に認められます。譲渡理由は適。取得後に下限面積以上耕作すると認められます。申請地の取得後は畑として野菜等を栽培する計画とのことです。譲受人に不耕作地及び貸し農地はありません。地域農業との調和が図られ支障はありません。効率的に耕作できる状況かどうかについては、自宅に隣接した畑で問題はないと思います。譲受後に農業生産は低下しません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：39番 調査日令和4年1月24日。譲渡人は若い頃病気を患い耕作ができないということで、譲受人が長年にわたり申請地を借りて稲作をしていました。

今回土地を譲渡する話がまとまったということで申請がされました。今後も稲作を続けていくということです。特に問題はありませんでしたので、調査員総合意見としては可としたいと思います。

40 番 調査日令和3年1月24日。譲受人が39番の譲受人の妻にあたる方ですが、渡人が遠方に住んでいて譲受人に管理をしてもらっていて、この度譲渡の話ができたので申請されたということです。39番、40番も夫婦で息子さんも手伝ってこれからも続けていけるとということで、調査員総合意見としては可としたいと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第79号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

神谷 委員：申請番号97番 調査年月日は令和4年1月26日。現場写真にあるように申請人が暮らす自宅の車庫から市道までの道路敷について、一部畑を道路敷として長年利用してきたということです。今回畑の持ち主との話がまとまり、始末書を添付して是正をするものです。申請人双方並びに隣地関係者、町内関係者に聞き取り調査を行いました。市道と宅地に通じる通路敷で、今まで問題は無かったことを確認しています。市道の反対側は青地ですが申請地は白地であり、その他問題となる点はありませんでした。よって、調査員総合意見として可といたします。

大竹 委員：申請番号98番 調査年月日は令和4年1月29日。申請当事者の氏名は議案書記載のとおりです。本議案は、土地所有者の娘が夫と子供の家族3人で賃貸住宅で暮らしており、子供の成長とともに家財が増え手狭になってきたため分家住宅を建築したいという申請になります。実家からできるだけ近い土地を探していたが希望する土地がなかなか見つからず、父親の土地を提供してもらうことになったということです。両親の所有する土地のほとんどが農用地区域内農用地に

指定されている土地で、その中で申請地は実家からも近く住宅敷地として規模地形など最適な場所であるということでした。農地区分は第1種農地で、近隣の集落に隣接しています。転用の必要性、妥当性は適。確実性も適です。申請地の状況は畑です。貸借の有無は無し。地域農業への影響は無し。被害防除措置及び用排水関係は適切です。その他注意事項は無く、調査員総合意見として許可といたします。

中根 委員：申請番号 99 番 調査年月日は令和 4 年 1 月 25 日。本申請は、現地を確認したところ許可を得ずに農地に残土を搬入している事が分かったため現地で指導をしました。聞き取り調査では、仲介に入った人と地主から非農地通知が出ていて農地ではないと説明があり、業者は確認をせずに信じて搬入してしまったということでした。市の指導もあり問題が発覚した時点で搬入を中止し、始末書を添付して申請がされ現状に至っています。調査をしたところ概ね問題は無いと思われまますので、調査員総合意見は可といたします。

三浦 委員：申請番号 100 番 調査年月日は令和 4 年 1 月 24 日。本議案は、賃貸住宅で生活している孫が子供の成長に伴って家財が増え手狭になったため、祖母の土地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑です。当事者及び現地確認により、転用による周辺農地への影響、被害防除措置に問題が無い事は確認しました。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 99 番については転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち許可するものとします。次に議案第 80 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

神谷 委員：申請番号 16 番 調査年月日令和 4 年 1 月 27 日。農業を営んでいた被相続

人が昨年4月に亡くなられ、農業を一緒にしていた長男が農地を相続し農業を引き継ぐものです。申請者は一部特定貸付けもありますが専業農家であり、今まで通り家族と協力して農業経営をしていくことを確認しています。申請地は本人と家族で耕作していることを日頃から確認しています。よって、調査員総合意見として可としたいと思います。

17番 調査年月日令和4年1月27日。16番で一部説明させていただいたように相続人が農地を相続し、一部は相続人の子供に利用権を設定しており、相続前から行っている特定貸付けを継続していくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りにより農地の耕作が行われていることを確認しています。よって、調査員総合意見として可としたいと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものいたします。次に議案第81号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画についてについて、議案書に沿って8件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って8件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	6件
現況証明願について	1件
農地の改良のための届出の受理について	3件
農地の転用のための届出の受理について	8件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	23件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について(4条)	1件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について(5条)	1件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前9時54分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (5番)

岡崎市農業委員会委員 (6番)